

被災ペット対策について

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

- 3月11日 19:30 (財)日本動物愛護協会に対して、被災地での動物救護に関する情報収集、対応方針等についての連絡を要請
- 3月12日 18:25 東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20km圏内に内閣総理大臣から避難指示
- 3月14日 15:00 (財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会及び(社)日本獣医師会が「緊急災害時動物救援本部」を立ち上げ、義援金の募集を開始。
- 3月14日 21:30 樋高大臣政務官より、動物愛護の関連15団体に向けて、緊急災害時動物救援本部が行う被災地における家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援に係る協力要請についての文書発出。
- 3月18日 ペットフードメーカーが仙台市内の拠点に救援物資を搬送。
- 3月23日 首都圏へ避難した被災者のペットの一時預かりについて、日本動物福祉協会が相談窓口となって受け入れ先の紹介を実施。
保健所等で保護されたペットが平時と同様に数日で殺処分されているとの風評が流れており、これに対し被災自治体に確認の上事実でない旨ホームページ上で発表。
- 3月28日 日本愛玩動物協会の仲介により、福島第一原発周辺の被災者同伴のペットについて、千葉県市川市内の施設において受入れを開始。
- 3月31日 ペットフード協会加盟の88社のうち37社より、総計約293トン(犬用170トン、猫用121トン、ウサギ用2トン)のペットフードの支援の申し出。計82トンを宮城県、岩手県、福島県、山形県、茨城県、新潟県へ発送。
- 3月30日 緊急災害時動物救援本部第2回臨時会議に出席し、現状と今後の取組の方向性について関係団体と情報共有。
- 3月31日 動物用ケージ1,777個、テント24張を購入。
- 4月1日 職員1名を緊急災害時動物救援本部に派遣。(～5月2日)
- 4月4日 緊急災害時動物救援本部第3回臨時会議に出席し、義援金の配分等について関係団体と協議。
- 4月8日 陸前高田市及び釜石市は仮設住宅でのペット連れ入居を可とする方針を示しており、岩手県はケージ等の物資やアドバイス等の支援を行う考えであることが判明。

- 4月11日 緊急災害時動物救援本部が、本部内に救援推進部を設置し義援金交付の申請受付を開始。また、この案内を被災自治体及び動物愛護の関連14団体に文書にて発出。
- 4月13日 緊急災害時動物救援本部より、被災自治体に向けて仮設住宅でのペット連れ入居についての配慮要請。
- 4月14日 地域の優良取組事例を被災自治体等に周知するべく、グッド・プラクティス集を作成し、ホームページに掲載。
- 4月15日 ペットフード協会加盟の88社のうち39社より、総計約293トン（犬用180トン、猫用111トン、ウサギ用2トン）のペットフードの支援の申し出。計90トンを宮城県、岩手県、福島県、山形県、茨城県、新潟県へ発送。
- 4月18日 緊急災害時動物救援本部第4回臨時会議に出席し、警戒区域内への一時立ち入り時のペット持ち出し及び救護について、関係団体と協議。
- 4月19日 被災ペット救出のための福島第一原発から半径20km圏内への立ち入りについて、原子力災害現地対策本部の通知に基づき、立ち入らないようホームページ上で周知。
- 4月21日 平成23年度本予算で、被災自治体の設置する動物収容・譲渡施設の整備に関する補助について自治体と調整を開始。
- 4月22日 東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20km圏内が警戒区域に設定。警戒区域内のペットの救護について福島県と協議。
- 4月22日 動物用ケージ118個、テント32張を追加で購入し、合計で動物用ケージ1,895個、テント56張を用意。このうち動物用ケージ1,398個、テント56張を被災自治体及び被災者受入自治体等に発送。動物用ケージの残り497個は提供の準備中。
- 4月25日 緊急災害時動物救援本部第5回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しに係る具体的な実施手順等について関係団体と協議。
- 4月27日 緊急災害時動物救援本部の物資集積拠点として新宿御苑内にプレハブ小屋を設置。
- 4月28日 東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20km圏内の放置されたペットについて、福島県が5日間の実態調査等を開始。初日は環境省担当者2名も同行。5日間で計29頭を緊急保護。
- 4月28日 緊急災害時動物救援本部が宮城県緊急災害時被災動物救護本部、福島県動物救護本部及びいわき市動物救援本部に対し、義援金の交付を決定。
- 5月2日 緊急災害時動物救援本部第6回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しに係る実施計画等について関係団体と協議。

- 5月4日 新宿御苑に設置した緊急災害時動物救援本部の物資集積拠点にペットフード等の救援物資を搬入。
- 5月6日 緊急災害時動物救援本部第7回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しについて関係団体と協議。
- 5月7日～ 職員1名を原子力災害現地対策本部（オフサイトセンター）に派遣。
- 5月7、8日 福島県及び原子力災害現地対策本部と警戒区域からのペットの連れ出しについて協議。
- 5月9日 緊急災害時動物救援本部第8回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しについて関係団体と協議。
- 警戒区域からのペットの保護、回収活動について、5月10日からの住民の一時立入りと連動して、環境省及び福島県が全面的に協力し、緊急災害時動物救援本部の協力を得て合同で実施。保護、回収したペットは福島県の収容施設に収容。
- 5月10日 川内村にて事前巡回調査を実施。（犬9頭、猫3頭を緊急保護）
- 5月11日 川内村にてペットを回収（犬2頭、猫2頭）。
- 5月12日 川内村及び葛尾村において、住民への事前説明及び聞き取り。
- 5月13日 川内村（猫1頭）及び葛尾村（猫1頭）にてペットを回収。各自治体及び（社）日本獣医師会に対し、警戒区域内のペット保護活動への人材派遣協力依頼。

